

京都市立芸術大学附属図書館規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学学則第7条第2項の規定に基づき、京都市立芸術大学附属図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、本学の教育及び研究に必要な図書並びに研究資料を収集、保存、管理し、教職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(館長)

第3条 図書館に附属図書館長（以下「館長」という。）を置く。

- 2 館長は、学長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 館長の選考については、学長が別に定める。

(委員会)

第4条 図書館に図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、館長の諮問に応じて図書館の運営に関する事項を審議する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、学長が別に定める。

(事務組織)

第5条 図書館の事務組織は、公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則の定めるところによる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理、利用に関する必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。